

共立メンテナンス
代表取締役 中村幸治 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



意見提出不要通知書

令和4年12月27日付けで送付された次の事業に係る事業者見解書については、意見を述べる必要がないと認めるので、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第12条第5項の規定により通知します。

なお、当該事業に関して他の法令に基づく手續を行う場合には、事業者見解書に記載された景観の保全のための措置について配慮するとともに、当該他の法令ごとに、別途、景観の保全に関する指導が行われる場合があることに留意してください。

対象事業の名称	（仮称）河口湖LakesideVILLA計画
対象事業の種類	建築物の新築の事業
対象事業の規模	事業区域の面積：2,689.88㎡
対象事業の実施に係る区域の位置	山梨県南都留郡河口湖町河口字湖辺2983-1

山梨県観光文化部
世界遺産富士山課
富士山保全企画担当
TEL 055(223)1330